

家畜衛生部 だより



発行所

社団法人
山口県畜産振興協会

〒754-0002

山口県山口市小郡下郷2139 J Aビル

(083)973-2725

FAX(083)974-1030

アカバネウイルスの生後感染を疑う症例が発生

アカバネ病は、初夏から晩秋にかけ、吸血昆虫（ブコノ1種であるヌカカ）が媒介し、このウイルスに妊娠牛が感染すると流産、早産、死産の他、起立不能、虚弱、四肢の湾曲や脊柱湾曲あるいは斜頸などの体型異常、頭部の変形、目の白濁した子牛を分娩するなどの異常産の伝染性疾患として知られています。県内では、平成11年以降の発生は確認されていませんが、全国的には、平成11年に大流行した後も西日本を中心に毎年このウイルスによる異常産の発生が確認されています。

しかし、近年、アカバネウイルスの生後感染が疑われる子牛の症例が報告されるようになり、昨年は9月上旬から九州を中心に継続的に発生（10月末までに80頭）が確認されています。

発生状況

発症牛の大部分が1歳以下ホルスタインでの発生が多いが、品種間の感受性に差があるかは不明

臨床症状

中枢神経麻痺、特に後肢麻痺による虚脱または球節（繋のナックル（内側に曲がっている）を示す）を示す
麻痺は片側性、両側性の双方が認められる
元気、食欲には異常を認めない個体が多い

昨年の山口県でのウイルス浸潤状況

毎年、家畜保健衛生所では、県内の60頭の牛でアカバネウイルスなどの抗体保有状況調査を実施しています。その結果、18年度は、

8月中旬 東部及び西部家畜保健衛生所管内においてアカバネウイルスの感染による抗体の上昇を確認
9月下旬 中部家畜保健衛生所管内で抗体の上昇を確認

そのため、生後感染を疑う症例は確認されていませんが、これからアカバネウイルスによる異常産の発生が危惧されているところです。

また、県では異常産の発生状況調査及び原因究明を行っていますので、異常産が発生した場合は、最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

アカバネ病は、ワクチン接種をすることで予防できます。

畜産振興協会では、毎年、3月頃から指定獣医師により、牛異常産3種（アカバネ病・チュウウザン病・アイノウイルス感染症）混合不活化ワクチン接種（初めての牛は、1カ月間隔で2回、その他の牛は年1回接種）（1回 1,680円）を行っています。市町から事前に予防注射の案内がありますのでその時に申し込みをお願いします。



ヨーネ病の検査体制が変わります

(新しい牛のヨーネ病防疫対策要領に従って)

ヨーネ病の清浄化を目指しましょう！

ヨーネ病とは

ヨーネ病は、牛、めん羊、山羊等の反芻動物がヨーネ菌に感染して起こり、慢性的な水様性の下痢を繰り返して、急激に痩せる病気です。

我が国では、昭和5年に英国からの輸入牛で初めて発生しました。近年の発生頭数は年間700頭程度で推移し、平成16年には1、100頭以上の発生がありました。平成18年は8月末までに700頭の発生があり、平成16年並の発生となる恐れがあります。山口県でも平成11年の初発以降、これまで年間1〜2頭程度の発生でしたが、平成18年は8頭の発生を認めています。このようにヨーネ病は、法定家畜伝染病の中では最も発生頭数の多い伝染病です。

ヨーネ病の診断法には血液抗体検査(エライザ法)が用いられていますが、臨床症状を示さない牛でも摘発されており、注意が必要です。

また、万一発生した場合は、有効なワクチンや治療薬がないため、殺処分によって早期清浄化を図ることとされています。

今後の防疫対策

全国的なヨーネ病のまん延が危惧される中、ヨーネ病の発生予防、早期発見、まん延防止を総合的に図るため、国の「牛のヨーネ病防疫対策要領」が平成18年11月1日に制定されました。



この新しい要領では、ヨーネ病の発生していない地域は、積極的にサーベイランスを実施し清浄性の確認を行うとともに、導入される牛についてのヨーネ病検査結果が陰性の証明書を確認するなど、清浄度の維持を図ることとされています。

山口県も、本要領に基づき計画的な検査による患者等の摘発と淘汰を進めていくため、平成19年度から県内の乳用牛(6カ月齢以上)の一斉検査を2年に1回の間隔で実施していく予定です。今後、県内農場の清浄性維持と清浄農場からの導入の徹底をお願いします。

山口県家畜防疫机上演習 開催される

平成18年12月20日(水)、山口県中部家畜保健衛生所(山口市嘉川)において、山口県農林水産部主催により、家畜伝染病である「豚コレラ」の発生を想定した「山口県家畜防疫上演習」が、関係者(家畜飼養者、市町担当者、農協職員、家畜防疫員、県職員など)約100名の参加を得て開催されました。

豚コレラは平成4年熊本県での発生の後は、平成16年3月鹿児島県での未承認ワクチンに起因すると思われる疑似患者の発生まで報告はありません。この鹿児島県の発生については限局的であり、その他には、発生は認められておらず、我が国においては、豚コレラは清浄であると判断できる状態になっています。

この間、平成12年度からワクチン接種を原則的に中止する体制への移行が漸次とられてきましたが、平成18年3月31日に「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」が策定され、全面的にワクチン接種を中止した体制で防疫対策を進めることになりました。

今回の上演習は、新しい体制での防疫方針を確認し、対処するために開催されました。

当日は、県畜産振興課長の指示に基づき、畜産振興課担当者や各家畜保健衛生所の病性鑑定

県内で牛ウイルス性下痢・粘膜病が初めて 確認される。また、本ウイルスの発生相次ぐ。

牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVDV・MD）は、呼吸器病、下痢症並びに異常産（流産、奇形）を起こします。本ウイルス感染の70～90%は無症状の不顕性感染で、一過性の発熱や軽度の呼吸器症状、軟便などを起こすとされています。さらに、最近では、感染により一時的に免疫が抑制されるため二次感染症を起こすことも報告されています。また、本ウイルスが妊娠牛に感染した場合、流産、死産や奇形が起きますが、妊娠80～120日頃に感染すると本ウイルスを自己と認識する免疫寛容の成立により、正常に生まれ一生涯ウイルスを排泄する持続感染牛（P牛）となります。このP牛は出生時から病気がかりやすく発育不良となり2歳までの生存率は10%で、このP牛が排泄するウイルスにより農場内の汚染が繰り返され、その被害はヨーネ病、ネオスポラ症に匹敵するといわれています。さらに、アメリカでは本ウイルスの型と型の二つのタイプのうち2型の超強毒タイプにより次々に牛が死亡したとの報告もあり、本タイプの日本での発生が危惧されています。

こうした中、今回、北部家畜保健衛生所管内の乳用牛が水様性血便を呈して死亡しました。病性鑑定の結果、P牛が粘膜病型を発症したことが確認されました。このようにP牛が粘膜病を発症すると100%が死に至るとされています。また、県内では、ここ2年の間に、下痢症や異常産により本ウイルスの発生が確認されています。また、つい最近では、

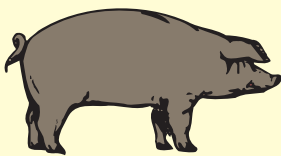
発育不良の5カ月齢の乳用子牛がP牛として確認されています。P牛の摘発には、生後から肺炎や下痢による発育不良牛や乳用牛農家におけるバルク乳検査が有効とされています。（検査等によりP牛として確定した場合は、その牛はBVDV・MDと診断され、と場への搬入はできませんので自主淘汰の対象となります。）もう一つの発生予防としてワクチン接種があります。ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。生ワクチンは1回の接種で効果が速く出ますが、移行抗体の消失した生後4カ月以降で種付け前までに接種することが基本です。不活化ワクチンは2回接種することが必要ですが、妊娠期にも接種することができ、型にも有効です。現在、山口県では市場出荷前の肉用子牛には牛5種混合生ワクチンが接種されていますが、乳用牛農家においても育成牛に接種することが必要と思われる。また、東部家畜保健衛生所の報告では、肉用繁殖牛では成牛になっての追加接種が必要としています。

こうした、P牛の摘発とワクチン接種の徹底により本ウイルスのよる損耗は防止できると考えられますので積極的な対応をお願いします。

最近、「お宅の農場で流産、異常産はありませんか。」「下痢や肺炎を繰り返し発育不良の子牛はいませんか」。気になることがありましたら、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

室長、保健防疫課長から具体的に発生農家の概要（想定）や防疫対応について説明がありました。防疫対策の基本は、第一に病原体の侵入を防止すること、第二に発生した場合に被害を最小限に抑えることにあります。このためには、すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見の監視体制の強化を図っていく必要があります。発生時には迅速かつ的確なまん延防止対策がとられるよう一致団結した取組が必要であると説明がありました。その後、活発な討論が行われ、全体的な講評がありました。

現在、予防的なワクチン接種を全面的に中止した体制がとられており、万が一の発生に備えた危機管理体制の構築が緊急の課題となつていますが、時宜を得た防疫演習であったと思われる。



宮崎県で鳥インフルエンザが発生！

高病原性鳥インフルエンザは、平成18年前期アジアやヨーロッパで発生がみられてきましたが、今年1月13日に宮崎県清武町で肉用種鶏1万2千羽を飼養する農場でH5N1亜型のA型の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。本発生に伴い、発生農場を中心とした半径10キロ以内16農場が移動制限区域となりました。これに先立ち、昨年の11月25日には韓国南部の全羅北道で肉用種鶏1万3千3百羽を飼養する農場でH5N1型の高病原性鳥インフルエンザが発生し、同月28日には3キロ離れた1万2千羽を飼養する種鶏農場で、12月11日には初発農場から18キロ離れた29万羽を飼養するウズラ農場で発生。さらに、21日には北隣の忠清南道のアヒル農場でも発生が確認されていました。その間の11月26日には、忠清南道の北に位置する京畿道で1万9千3百羽と2千2百羽を飼養する二つの養鶏農場でそれぞれH9型の低病原性鳥インフルエンザも発生していました。

平成16年、79年ぶりに本県をはじめ大分県・京都府で発生した高病原性鳥インフルエンザの際も、今回のように日本での発生前に韓国で発生が確認されていました。

本県では韓国での発生に伴い、「緊急家畜保健衛生所所長会議」及び「山口県高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議」を開催し、防疫対策の徹底と連絡体制の再確認等、本県の対応について協議しました。県内14農場で毎月1回実施している定期モニタリング検査と定期以外の養鶏農場で年2回実施している強化モニタリング検査については国の基準を上回る監視体制を堅持し、飼養羽数5百羽以上の109農場を対象とした家畜伝染病予防法52条に基づく鶏等

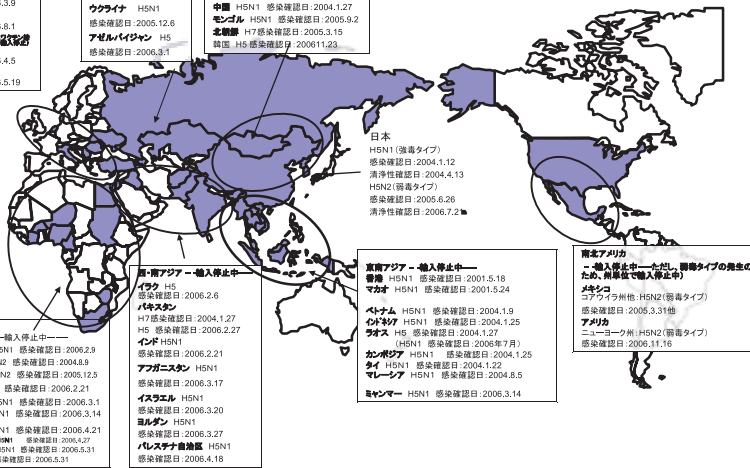
の死亡状況に関する報告徴求については毎月1回から毎週1回に改め、通報体制の強化を図っています。また、宮崎県での発生に伴い養鶏場の緊急立ち入り検査を実施しています。

鳥インフルエンザが発生しないよう、飼養衛生管理基準の遵守及び防鳥ネットによる野鳥対策をはじめ、防疫対策の徹底をよろしく願っています。

家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

■ = 輸入停止国【43カ国】

2006年11月24日



編集後記

県内の家畜衛生の現状は、比較的平静に移っております。

しかしながら、牛のヨーネ病が8頭(平成18年)摘発され、増加傾向にあります。全国的にも増加してきており、注意を要します。

また、昨年の9月上旬以降に熊本県を中心に子牛、育成牛のアカバネウイルスの生後感染を疑う症例(後駆麻痺を中心とした中枢神経症状)が発生し、本年の西日本での異常産の流行が危惧されております。

さらに、昨年末にはお隣の韓国で発生し、我が国への侵入が懸念されていた高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)が、1月13日宮崎県で発生しました。

加えて、アジア地域では口蹄疫や豚コレラがまん延している状況にあります。

このように、各種疾病の県内への侵入の危険性が高まる中、重大疾病の発生に備えて、昨年末には、県主催で家畜防疫演習(豚コレラの発生を想定)が開催されました。

県下4カ所の家畜保健衛生所がそれぞれ防疫対策の役割を分担し、演習が実施されました。山口県では、概ね2年に1回程度このような防疫演習が実施されております。

この訓練のお陰で、国内では79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが平成16年に阿東町で発生した際、まん延防止対策等に功を奏したことは、記憶に新しいところです。

家畜防疫は地域ぐるみでの対応が肝要です。地域の高病原性鳥インフルエンザが平成16年に阿東町で発生した際、まん延防止対策等に功を奏したことは、記憶に新しいところです。

家畜防疫は地域ぐるみでの対応が肝要です。地域の高病原性鳥インフルエンザが平成16年に阿東町で発生した際、まん延防止対策等に功を奏したことは、記憶に新しいところです。

家畜防疫は地域ぐるみでの対応が肝要です。地域の高病原性鳥インフルエンザが平成16年に阿東町で発生した際、まん延防止対策等に功を奏したことは、記憶に新しいところです。